

霧島市土木工事等の情報共有システム活用試行要領

(趣旨)

第1条 霧島市発注の土木工事等において、受発注者の業務効率化及び目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

(対象工事)

第2条 霧島市発注の土木工事等のうち、「土木工事標準積算基準書」及び「土地改良工事積算基準書」、「治山林道必携(森林土木工事積算基準書)」、「水道事業実務必携」のいずれかにより積算を行った工事で、設計金額が10,000千円以上の工事を対象とする。

- 2 発注者は前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。
- 3 対象工事であっても、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- 4 対象外の工事又は委託業務であっても受注者の希望により対象とすることができる。

(情報共有システム)

第3条 情報共有システムは、「霧島市電子納品の手引(案)」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン」、「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に定めたものでASP方式とする。

- 2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。なお、発注者は、同一工区内で複数工事間又は、関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこと。

(システムにかかる費用)

第4条 情報共有システムにかかる費用は、共通仮設費の率に含まれている。

- 2 対象外の工事等で受注者の希望により対象とする場合、情報共有システムにかかる費用は設計変更の対象としない。

(システム利用者等)

第5条 発注者の情報共有システム利用者は、監督員又は調査職員、総括監督員又は総括調査員に加え、処理状況、変更協議内容等を把握・共有するため、担当グループ長、課長等を含めるものとする。また、円滑な工事監査及び完成検査を執行するため、工事契約検査課を含めるものとする。

- 2 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人及び監理技術者(主任技術者)、

管理技術者、照査技術者に限らず、処理状況、変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第6条 この要領のほか、「霧島市電子納品の手引(案)」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン」、「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

《 参考 》

情報共有システム 特記仕様書記載例

【対象工事の場合】

第〇〇条(情報共有システムを活用した工事の試行)

- 1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事とする。
- 2 実施にあたっては、霧島市土木工事等の情報共有システム活用試行要領(令和8年4月1日)に基づき行うものとする。

【対象外工事の場合】

第〇〇条(情報共有システムを活用した工事の試行)

- 1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事ではないが、受注者の希望により対象とすることができるものとする。
- 2 実施にあたっては、霧島市土木工事等の情報共有システム活用試行要領(令和8年4月1日)に基づき行うものとする。

※ 委託業務の場合、上記中の「工事」を「業務」とする。